

宗教法人の会計

教会は、信者さんなどからの御供収入（奉養金・御供金）によって運営されます。会長（または経理担当者）は、予算にもとづく収支をきっちり会計帳簿に記帳して管理しなければなりません。



本部・宗教法人課で頒布している会計帳簿には、大規模法人用、中規模法人用、小規模法人用の帳簿を用意しております。一般の教会の場合は、小規模法人用帳簿（予算管理簿～緑色）で十分に管理できると思います。

（１）予算と決算

宗教法人の会計は、予算会計が義務付けられています。会計年度（4/1～3/31）が始まる1ヵ月前（2月末）までに、翌年度の活動計画に基づいて、科目ごとに必要な金額を見積もった予算書を作成し、責任役員会の議決を経なければなりません。

各科目の予算額を超えて支出することはできません。その場合は、事前に補正予算などの予算の変更手続きを行います。

そして、会計年度終了後1ヵ月以内（4月末）に、科目ごとに収支合計額をまとめた決算書を作成し、予算と同様に責任役員会の議決を経なければなりません。



（２）宗教法人の会計で気をつけること

○公私の区分を明確に

教会には財布が二つあります。法人（教会）の財布と会長個人（家族）の財布です。この二つの財布を厳密に区分しなければなりません。公私混同は厳禁です。



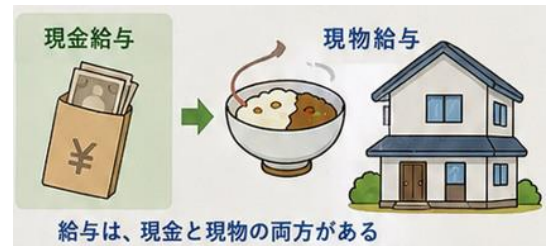
○会長の給与の考え方

会長さんは教会から給与を頂きます。給与には、現金で頂く「現金給与」と、現物で頂く「現物給与」があります。

現物給与とは、会長さん（及び家族）が教会で生活する上で、食事として頂く神饌物のお下がりや、個人で消費する電気、水道、ガスなどの現物で頂いているものが該当します。

会長さんの給与額とは、「現金給与」と「現物給与」を合わせた合計額が会長さんの給与額になります。

なお、帳簿上、「人件費」として支出する金額は、「現金給与」だけの金額になります。（「現物給与」の額は給与台帳にのみ）



正しい会計処理は、教会の信頼につながり、教会活動の充実に役立ちます。

不明な点があれば、宗教法人課までお気軽にご相談ください。



宗教法人研修会報告

5月30日（土）午前11時から午後1時にかけて、岐阜教務支庁において「宗教法人研修会」が開催されました。教区支部の役職者や教会長を対象に約40名が参加、宗教法人の基礎から備付・提出書類の重要性について研修しました。新調した演台の使い初めを務めさせていただき感謝です。大勢のご参加をいただき、また熱心に受講頂き、ありがとうございました！



今後の開催スケジュール（教区）

- 栃木教務支庁 6月30日午後1時半より
「会計事務について（予算管理簿実習）」
- 山形教務支庁 11月3日 時間、内容未定
- 千葉教務支庁 11月29日 時間、内容未定

【法律専門相談室のご案内】

教会に関する法的なトラブル（不動産や近隣関係等）のご相談を承ります。相談は無料です。お気軽にお問合せください。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁1階 宗教法人課

弁護士 山浦 美卯 先生 別城 尚人 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 FAX番号 0743-63-3804